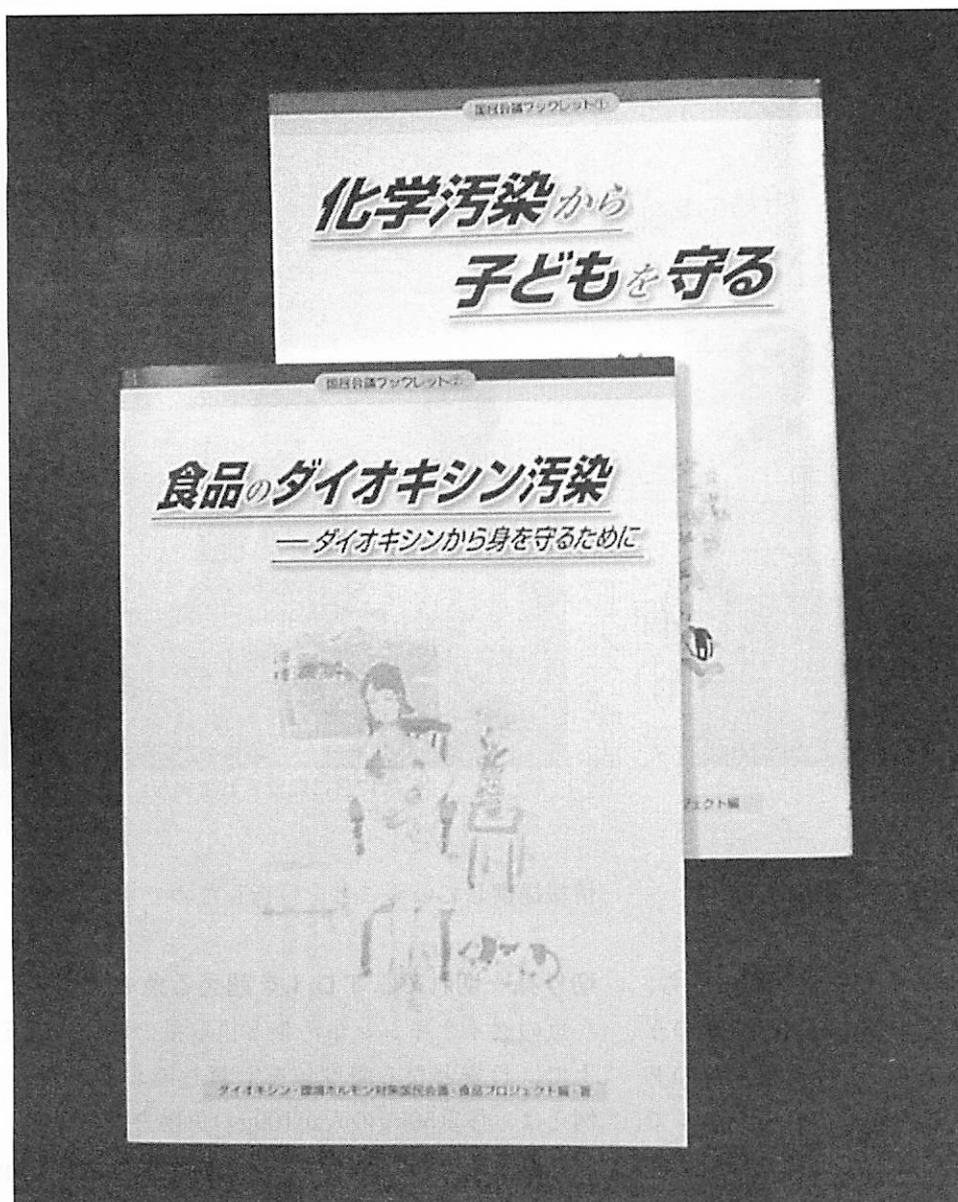


ニュース・レター

NEWS LETTER
May 31 2003

vol.

23



国民会議ブックレット②『食品のダイオキシン汚染—ダイオキシンから身を守るために』が5月に完成しました。3月に発行した『化学汚染から子どもを守る』に続く、2冊目の国民会議ブックレットです。ぜひお読みください。

CONTENTS

- ② 森脇 靖子・情報公開法を活用し、海域、魚種ごとの汚染度を調査
- ④ 『食品のダイオキシン汚染』出版記念シンポジウム
- ⑤ 神山美智子・衆議院内閣委員会に参考人として出席
- ⑥ 山田久美子・「循環型社会における廃棄物処理とダイオキシン対策」シンポジウムの報告
- ⑧ 藤田紘一郎・『化学汚染から子どもを守ろう』出版記念シンポジウム記念講演「超潔癖社会と免疫力」
- ⑩ 藤原 寿和・「ダイオキシンは危険でない」に反論！
- ⑫ 中村 晶子・「環境法の今」第13回 土壌汚染対策法
- ⑭ シリーズ・隣のNGO・環境政策への国民参加を提言する世界資源研究所
- ⑮ International News Clip (最近の国際動向)

情報公開法を活用し、 海域、魚種ごとの汚染度を調査

食品プロジェクト座長 森脇 靖子



5月17日に開催された出版記念シンポジウム

日本人のダイオキシソ類摂取の7割以上は 魚介類から

日本人が体内に摂り込むダイオキシソ類のうち、全体の95%以上が食事経由です。さらに、食事のうち魚介類は75%以上を占めます。しかも沿岸魚のダイオキシソ類汚染は依然として安心できるレベルではありません。海域や魚種によっては切り身一切れ(約100g)を食べただけで、1日に摂取しても大丈夫とされるダイオキシソ類の量を超える可能性があります。

にもかかわらず、これまで国は、海域や魚種ごとの汚染状況を分かりやすい形で公表してきませんでした。そこで、食品プロジェクトは、環境省、水産庁、厚生労働省が行なってきた食品のダイオキシソ類濃度調査の発表資料を集めること、さらに情報公開法を使って産地などの詳しい資料を開示請求することから始めました。2001年のことです。これらの情報を、消費者の視点から分析し、分かり易い形で

情報提供していくことを目指したのです。

切り身一切れで、TDIを超える魚も

魚のダイオキシソ類汚染と摂取量の関係を考える上で、目安となる濃度値を計算しておきましょう。例えば、体重50kgの人が100gの魚肉を食べると、体内に取り込まれるダイオキシソ類の量(体重1kg当たり)は、以下のようになります。

○ダイオキシソ類濃度1ピコグラム/gに汚染された魚の場合、

$$1 \text{ピコグラム/g} \times 100\text{g} \div 50\text{kg} = 2 \text{ピコグラム/kg}$$

○2ピコグラム/gに汚染された魚の場合、

$$2 \text{ピコグラム/g} \times 100\text{g} \div 50\text{kg} = 4 \text{ピコグラム/kg}$$

健康に危害を与えることのない1日当りの量を「耐容一日摂取量」(TDI)といい、体重1kg当りで、ピコグラム/kgと表します。日本のTDIは4ピコグラム/kgですから、もし2ピコグラム/g以上に汚染された魚を100g食べると、それだけでTDI

を突破してしまいます。

私たちは今回、「提言」でTDIを2ピコグラム/kgにするべきだと提案していますが、そうすると1ピコグラム/gの汚染魚で2ピコグラム/gを突破してしまいます。魚の汚染濃度1ピコグラム/gと2ピコグラム/gという数値を一応の目安として汚染のレベルを見てください。

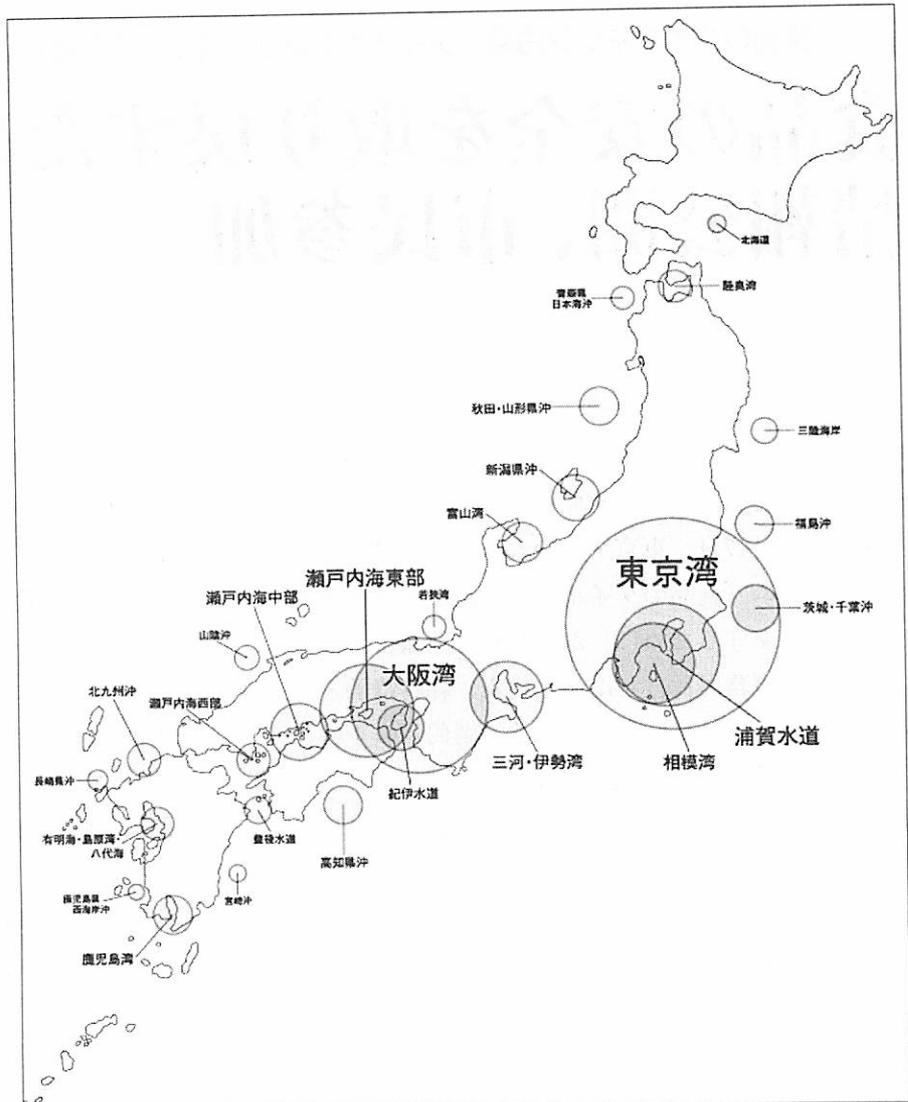
ブックレットの構成は、第1章、魚を食べても安全、第2章、魚介類のダイオキシン類汚染、第3章、魚介類の汚染源とその対策、第4章、食事とダイオキシン類、第5章、妊産婦と若い女性のために、まとめ、ダイオキシン問題は終わっていない、国民会議の提言、です。

平均値では分からない魚介類の汚染実態

平成11年度環境省の調査によれば、沿岸魚のダイオキシン類平均濃度は1.42ピコグラム/gです。東京湾の魚介類の平均濃度は5.30ピコグラム/gであったように、海域によって、汚染度には大きな差があります(図参照)。さらに、特に汚染されやすい魚種(アナゴ、コハダ、タチウオなど)があることも分かってきました。こうした魚を使った献立によってはTDIの4ピコグラム/kg、そして、私たちの提案する2ピコグラム/kgを大幅に超える可能性があります。

若い女性、妊産婦そして乳幼児の食生活には特に配慮して!

ダイオキシン類の毒性で特に気がかりなのが胎児毒性です。微量でも胎児の発達に悪影響を与える可能性があります。また、赤ちゃんが母乳を通じて摂取するダイオキシン類の平均摂取量は、TDIの約25倍になっていることも気がかりです。汚染されていない魚種を選んだり、食べる回数を減らす、調理法、食物繊維などを必ず献立に入れるなど、食生活を工夫する必要があります。



日本沿岸海域のダイオキシン類汚染 円の大きさは、各海域での魚介類のダイオキシン類の平均濃度を示す。

私たちの提言

沿岸の海は、過去に排出された、そして、これからも排出がつづくダイオキシン類の最終的な溜まり場です。今後、魚介類の汚染が短期間で低減するとは考えられません。日本人の食生活にとってとても重要な蛋白質源である魚介類の一部が汚染されているのは、とても悲しいことです。次世代の子供たちの健康を守るためにも、魚介類のダイオキシン類濃度の基準値を国が定め、対策を行なうこと。また、ダイオキシン類から健康を守るために、先進各国と比べても高いTDIを2ピコグラム/kgにすること。などを中心に国民会議は13項目の提言を行なっています。今後、この提言を提言書にまとめ、国へ働きかけていく予定です。

注：本文においてピコグラムは、pgTEQを表します。

食品の安全を取り戻すために必要な情報公開、市民参加

『食品のダイオキシン汚染—ダイオキシンから身を守るために』（国民会議ブックレット②）の出版を記念して5月17日、東京・上智大学中央図書館で、シンポジウム『食品のダイオキシン汚染—ダイオキシンから身を守るために』が行われた。報告者は、中下裕子・事務局長、立川涼・代表、森脇靖子・食品プロジェクト座長、神山美智子・副代表の4名。

中下裕子氏は、「食品安全基本法はできたが、現在、食品のダイオキシン汚染に関する法規制はない。今後、どんな働きかけをしていけばいいか、議論するきっかけにこのシンポジウムをしたい」と挨拶した。

次いで、立川涼氏は、科学や科学論争の社会性に触れた。特に、環境や食品にからむ科学は、社会の諸勢力の影響下から無縁ではいられないと。科学の客観性というものは、自明ではなく、何らかの価値観や利害を反映している場合が多いとも。この点を考慮し、英『ネイチャー』誌など代表的な科学3誌は、最近、発表論文に対し、研究資金の出所を明記することを義務付けたという。

氏の講演を聞きながら、『ダイオキシン 神話の終焉』（渡辺 正、林 俊郎著、日本評論社）が、ジャーナリストや産業界に大量に配布されているという事実を思い出した。業界の意図が働いているのだろうか。

次いで、森脇靖子氏から、ブックレットの概要が紹介された（前出の森脇原稿参照のこと）。

神山美智子氏は、食品の安全確保を目的とする食品安全基本法（5月16日、参院本会議で成立）の制定経緯と概要を説明した。同法により、7月には内閣府に「食品安全委員会」が設置され、食品安全行政は、委員会の専門家が食品摂取による影響や危険を科学的に評価し、消費者の健康被害を未然に防ぐ体制になる、と報道されている。

神山氏は、同法にはこれまでの食品分野での失政の反省の文言がないこと、消費者の権利が明記されていないこと、“科学的”安全性一本の視点から内容が規定され、食文化の視点がないこと、などの問題点を指摘した。

さらに、氏は、食品行政を監視する「食の安全・監視市民委員会」が結成されたことも報告し、参加を呼びかけた。同委員会は、政府が近く発足させる専門家集団、「食品安全委員会」に対抗する組織だという。

質問、及び議論の時間に入り、沿岸の天然魚との比較で、輸入魚、養殖魚の汚染をどう考えるかが、論点になった。

沿岸の魚介類汚染が深刻だからといって、輸入魚や肉食がより安全と考えるのは早計であること、輸入魚も海域によっては高濃度で汚染されていること、養殖魚や畜産物には、抗生物質の投与などダイオキシンとは別の化学物質の問題があることなどが話し合われた。

魚以外にもさまざまな食品のダイオキシン汚染を懸念する会場からの質問に対し、立川氏はリスクを分散させるという意味で「どんなに好物でも、同じものばかり食べない、いろんなものを食べるのが重要」と強調した。

国民会議は、すべての食べ物に不安を持たず食べられる社会を目指している。そのためには、情報が公開され、その情報をもとに市民が政策形成に関わることができるよう、今後も活動を続けていく。

（記：水口哲・常任幹事）

衆議院内閣委員会に 参考人として出席

— 食品安全基本法への意見 —



副代表 神山 美智子

4月9日、食品安全基本法を審議していた内閣委員会に、参考人として出席しました。他の参考人は、BSE問題検討会会長だった高橋正郎さん、前全国消団連事務局長・雪印乳業社外取締役日和佐信子さん、元NHK解説委員・明治大学客員教授の中村靖さんです。

私は3点について意見を述べました。消費者の権利・措置請求権・予防原則です。

アメリカのケネディ大統領が消費者には4つの権利があると宣言したのが1962年、消費者の権利を盛り込んだ東京都消費生活条例ができたのが1975年。21世紀にふさわしい食品安全基本法には、消費者の権利条項が必要と述べました。日和佐さんは、消費者保護基本法に消費者の権利条項がない、現在改正が審議されているので、これが実現すれば、食品安全基本法にも、消費者の権利が入るはずだという意見でした。

次に、食品安全基本法は、一般国民とのリスクコミュニケーションを実施するとしているので、その具体的手段として、国民からの措置請求権条項が必要と述べました。他の参考人は、高橋さんが食品安全110番を、日和佐さんは全国で公聴会開催を、中村さんは食品安全ホットラインを、とそれぞれ運用につき、意見を述べられました。こうした運用は大事ですが、私はまず条文にきちんと書くことこそ必要だと思います。

予防原則については、基本法3条に「国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識」と、また5条に、「国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として」と記載されていることから、すでに盛り込まれているという意見もあります。しかし、食品健康影響評価（リスク評価）に関する条文には、明確に定められていません。むしろ「その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない」とされるなど、科学優

先・科学万能の思想と思われます。

その後若干の修正を加えられただけで、私の意見などほとんど考慮されることもなく、4月22日には衆議院本会議も通過し、このニュースレターが発行される時点では、参議院も通過していることでしょう。

東京弁護士会が1981年に提言した、まったく同じ名前の「食品安全委員会」もスタートすることになります。この委員会がリスク評価を行うのですが、その委員7名に消費者代表を入れる予定はないそうです。

新しく、食品の安全を確保し、国民の健康を保護する、消費者保護に軸足を移したすばらしい法律ができるかと、多くの消費者団体が半分は期待していました。しかし、これで消費者優先といえるのでしょうか。

こうした状況を受けて、4月9日、市民で安全性評価をしたり、国の安全委員会に意見を述べたりすることや、さまざまな団体と連携することを目的として、「食の安全・監視市民委員会」が発足しました。私が最初の代表に選出され、呼掛人の天笠啓祐さん、伊藤康江さんなどが、常任運営委員に選任されました。事務局は日本消費者連盟におかれ、事務局長は水原博子さんです。まず緊急の課題として、厚労省が安全宣言をした体細胞クローン牛問題を取り上げる予定です。専門家の協力も得ながら、消費者の立場、予防原則の立場から評価することになります。

当国民会議にも、団体会員として参加してもらいました。国民会議が取り組んできた、食品中のダイオキシン規制提案も、市民委員会と一緒に、さらに進めてゆくことができるのではないかと思います。

国民会議の会員の方も、ぜひ市民委員会に参加してください（連絡先03-5155-4765）。個人年会費1口1000円です。

国民会議シンポジウム『循環型社会における廃棄物処理とダイオキシン対策』の報告

常任幹事 山田 久美子

循環型社会形成推進基本法とその関連法が次々と成立し施行となっている。それでは政府のいうところの「総合的な廃棄物対策」に光が見えたかというところ、事実上、わが国の政策は相変わらず焼却中心だ。『広域化を』という旧厚生省の通達によりゴミ減量に逆行する現象が各地で起きているとの批判がある。

3月30日に行われた本シンポジウムでは、サブタイトルを『自治・財政・技術面から広域化・大型化の是非を問う』と題して討論された。冒頭に（株）環境総合研究所所長の青山貞一氏の基調講演が行われ、その後パネリストとして、環境ルポライターの津川敬氏、国民会議代表の立川涼氏が加わって、国民会議ダイオキシン委員会の藤原寿和氏をコーディネーターとしてパネルディスカッションが進められた。以下にその概要を報告する。

●青山氏基調講演要旨

【燃やさない・埋め立てないカナダの成功事例】

カナダのノバスコシア州ハリファクス市の住民参画による脱焼却・脱埋め立て政策の成功事例が挙げられる。同市では住民の激しい反対運動を経たが、現在は住民参画により行政との協働で特徴的な政策を進めている。その内容としては、

- ①5R：refuse（発生抑制）、reduce（削減）、reuse（再使用）、repair（修理）、recycle（リサイクル）によりゴミを上流から減らす
- ②生ゴミの堆肥化（日本製プラント、総工費6億円、処理能力60t／日、引圧により臭いもなく順調に稼働とのこと！）
- ③デポジットとリサイクルによる収益で地域行政が70%以上の建設費・維持費を支える
- ④最終処分場も実質的な住民参加で5年間をかけて

立地選定し、“燃やさない、埋め立てない”を大前提に減量計画

⑤処分場の排水等の有害物質はコミッション制度により第三者が測定する等々、望ましい形で合意形成がなされている。つまりハイテクではなくローテク、中央支配によらず地域の創意工夫と技術で、十分に健全な廃棄物政策が可能という実例である。

これと比較してわが国のいわゆる環境アセス法は、『泥棒に金庫番』をさせるようなものである。行政が水面下で決定した計画を押し通すべく、行政による環境影響評価が行われているわが国の現実がある。

【遅れているわが国の食品中ダイオキシン類規制】

食品中ダイオキシン類の規制について、EUではすでに食品・飼料中ダイオキシン類指針として、レベル①最大許容値→レベル②行動指針値0.4pg-TEQ/gへと動き出しており、さらに近いうちにレベル③目標値0.2pg-TEQ/gとされる予定である。また米国環境保護庁（EPA）では魚類摂取指針が定められ、魚類中ダイオキシン類濃度により許容摂取回数が決められており、全くの野放し状態であるわが国の政策はあまりにも遅れている。

【溶融も焼却も空を処分場としている】

現在のわが国の廃棄物処理対策として、次世代技術と謳ったガス化溶融炉が各所で導入されているが、『焼却』から『溶融』では問題の本質的解決にはならず、やはり空を処分場としていることに変わりはない。ガス化溶融炉はガス化の過程が入るが熱分解されたガスを結局は燃焼させ、1300℃の高温で焼却するため残さがスラグ化するだけのことである。

【国庫補助制度が諸悪の根源】

廃棄物行政においては、国庫補助制度は膨大な税金が特定のメーカーに流れる仕組みとなっており、か

つ地方の創意工夫を潰すものである。またプラントの建設費を国際比較するとわが国は5～6倍の異常な高価格であることからメーカーの価格操作も伺われる。

現在のわが国の危機的状況というのは、利益配分のトライアングル（政・官・業）とともに、現状追認のペンタゴン（政・官・業・学・報）の存在があり、いわゆる御用学者と批判精神を失った報道のあり方にも責任がある。

●津川敬氏の発言要旨

【広域化通達の弊害】

1995年5月の環境省（旧厚生省）によるいわゆる『ごみ処理広域化計画』についての通達は、有害物質排出抑制やごみ減量化の視点が皆無であった。この通達によって焼却炉メーカーは活気づき、いわゆるガス化溶融炉が技術の上でも市場獲得の面でも無理を重ねて契約と稼動に漕ぎつけたが、熾烈なシェア争いに伴う不正受注も相当数発生しているとみられ、三井造船や荏原製作所などの事件は氷山の一角である。

【ガス化溶融炉はイメージ商品、信頼性・安全性もゼロに等しい】

スケールアップ障壁も克服されておらず、各所で事故や火災・故障などのトラブルが発生している。しかし地方版で報道されることが多く、なかなか全国の状況が一般市民や地方行政担当者には聞こえてこないことが問題である。またこれらの事故をメーカーは一様に作業員の人為的な単純ミスとして報じ、構造や機能の欠陥ではないとしている。つまりガス化溶融炉はイメージ商品であり、信頼性・安全性はゼロに等しく且つランニングコスト・メンテナンスコストがともに嵩む税金浪費型の技術である。最後に循環型社会に重要であるのはやはり炉に限ったことではないがEPR（拡大生産者責任）が最も重要である。

●立川涼氏発言要旨

【ダイオキシン類削減への課題】

わが国におけるダイオキシン類の発生量の面から問題を考えると、ダイオキシン特措法や関連施策で一頃よりはダイオキシン類の発生量は急速に減ったと



基調講演を行う（株）環境総合研究所所長の青山貞一氏

考えられるが、PCB処理という課題が残されている。特にわが国のダイオキシン類組成の大きな部分を占めているコプラナPCBは、廃棄物焼却由来よりは残存PCB由来である場合が圧倒的に量が多く、保管状態の不備などから散逸・紛失・拡散して未だに環境中に漏溢し続けていると考えられるため、PCBの処理を急がなければならない。現在わが国はPCB処理については化学処理を進めているが、時間とコストの面から、焼却を選択した方がよいのではないか。

【有害物質規制の進め方】

明快な毒性の見えない有害物質の規制については、全国一律ではなく地域によって受忍限度を盾にして市民が知的レベルを高めながら戦い取るべきであるとして、住民運動やNPO・NGOの活躍には大きな期待を寄せている。

<会場からの報告等>

最後に会場からは、兵庫県内の人口3000人の町への総工費200億円のガス化溶融炉の誘致が行われつつあるという問題提起があった。同町は周辺の11町に広域化の声をかけ、住民説明会は半径1kmの村で1回あっただけで他の地元住民には何も知らされていないという、まさに典型的なわが国のアセス法の問題点を浮き掘りにした事例が報告された。

他にも活発に質疑応答がなされ、用意した資料が足りなくなるほどの参加者もあって、シンポジウムは盛会のうちに終了した。

超潔癖社会と免疫力



東京医科歯科大学医学部教授

藤田 紘一郎さん

「ダイオキシン・環境ホルモン対策会議」は3月22日、東京都豊島区の勤労福祉会館大会議室で『化学汚染から子どもを守ろう』と題するブックレット出版記念シンポジウムを開催しました。

シンポジウムでは、国民会議副代表で小児科医の毛利子来さんが「子どもの治癒力と化学物質」、そして東京医科歯科大学医学部教授藤田紘一郎さんが「超潔癖社会と免疫力」について話され、最後に会場とパネリストとの意見交換を行いました。ここでは、藤田紘一郎さんのお話を紹介します。

(構成：山口 香・編集委員)

私は普段から便利になりすぎたり、能率を良くすると、かえって不便になるという話をしています。

私たちの身体は、一万年前から細胞学的にも免疫学的にも全く変わりません。一万年前というと、裸でジャングルや野原を走っていたんですね。ところが私たちは、綺麗なほうが良いということで、綺麗にしてきました。便利なほうが良いということで、便利にしてきました。そうしますと、私たちの身体の中で非常に変なことが起こっているのです。一万年前から私たちの身体は変わっていないけれど、人間だけが楽をしよう、得をしよう、そういう社会を作ってきたのです。たとえば、いつでも食べられるコンビニ食は便利で良いように見えます。ところが、私たちの身体は好きな時、好きなだけ食べて良いような身体ではありません。

便利だからといって、落とし穴があります。今日は「キレイ社会の落とし穴」について話します。

綺麗にすることは良いことだけど、行き過ぎているのです。

綺麗なものは

私の専門は細菌学、ウイルス学、寄生虫学など様々なばい菌に関することを研究していました。ちょうど30年前、日本がバブル期で、多くの商社がインドネシアなど海外に進出していた時です。当時インドネシアのカリマンタン島で木材を切ると、数十億円と儲けることのできた時代です。ですから多くの商社がインドネシアの山奥に進出しました。ところが、マラリアやアメーバなど怖い熱帯病にかかってくるのです。そこで私はインドネシアのカリマンタン島に行きました。素晴らしいところでした。というのは、うんちが川に流れているんですね。うんちをしていると、その横で洗濯をしているんですね。洗濯は良いんですけど、歯磨きもやっているんですよ。川を調べたら、うんちから回虫の卵が見える。若い子も、綺麗な子も、お風呂の水をその川で済ませていました。

うんちの流れる川で子ども達が泳いでいるのを見て、「君たちはなんて野蛮だ、こんなところで泳いでいたら病気になるよ」と思いました。ところが肌を見たらとても気持ちの良い黒光り、みんなとっても綺麗ですよ。そして、子ども達に、「君たちは野蛮人だよ。うんちが流れてるところでよく泳ぐよ」と言いました。そしたら子ども達が「ドクター、うんち、おしっこなぜ汚いのですか?」と言われました。当時私は医者になったばかりで、うんちは排泄物だから汚いに決まっているじゃないかと言ったわけです。

ところが今考えると、うんち、おしっこは本当に汚いでしょうか？うんちの成分の半分はお腹の中にいた腸内細菌ですよ。生きた腸内細菌も死んだ腸内細菌も。前の日、消化しなかった繊維、水分、ミネラル、そんな汚いものではないですよ。特に出たばかりのおしっこは無菌ですよ。だからばい菌がいるのが汚い、いないのが綺麗といいますと、一番世の中で綺麗なものは出たばかりのおしっこですよ。一番汚いのは口の中です。ばい菌の数と種類が一番多いのは口の中ですよ。だから日本では平気でキスをして、おしっこをなめられない、本当におかしいですよ。それを言うと私がおかしいと言われますけれど（笑）。非常に日本人はうんち、おしっこに関して、強い嫌悪感を持っている。行き過ぎているんですね。

日本では、うんちが流れている川で顔を洗い、歯磨きをするなんてとんでもないと言われてはいますが、ご存じのようにインドのガンジス川では、うんち、おしっこが流れ、人や動物の死体も流れているんですよ。そこで口を濯いだり、身を浄めたりする人達が非常に多い。つまり世界を見ると日本は特殊ですよ。

アレルギーの原因

インドネシアの子ども達は、アトピー、喘息、花粉症になりません。なぜ、うんちの流れている川で遊んでいる子ども達が、アトピー、喘息、花粉症にならないのか。これが私の研究テーマになりました。

調査を通じて、アレルギーを抑えていたのは、お腹の中にいる回虫だけでなく、身の回りのばい菌も抑えているということがわかりました。私たちには10種類の菌がいて、皮膚を守っている。手にばい菌が出ますと、手はこんなにばっちいですよと教えてきたんですけど、これは間違いです。手はこんなに多くのばい菌さんで守られていると言わなくちゃいけないのに、ばい菌を排除してしまっている。

大腸菌を悪者だといって、抗生物質、殺菌剤を使います。そうしますと、大腸菌も生き物ですから、なんとか生きようとして、奇形の大腸菌が今まで200種類ぐらい出てきました。その中の157番目がO-157です。だからO-157はキレイ社会にいるのです。インドネシアではいません。アメリカ、カナダ、日本、イギリス等、そういったキレイ社会です。

なんでも除いてきますと、ますます敏感になってきます。地球が生まれて45億年、生物が生まれて37億年経っています。抗生物質もなかったのに私たちは生きてきた。というのは、いろんない菌さんを棲ませて、その力で自然の抵抗力が出来たのです。だから、自然治癒力をつけることが必要なのです。つまり、綺麗な部屋でコンピュータゲームをするのではなく、泥んこ遊びをすることです。

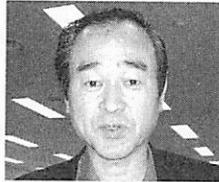
私は沖縄で子ども達を集めて、アレルギーになっている人はどんな子か、子どもの遊び場との関連を調べました。そうしましたら、本当に泥んこ遊びした子はアレルギーにならない。部屋でコンピュータゲームをする子の方が非常にしやすい。アトピーになる遺伝的な体質はもちろんあります。しかし、その遺伝的なものを越してははっきり出ています。アレルギー体質の子は綺麗な部屋でコンピュータゲームをしている子が非常に多くなっています。そして、泥んこ遊びしている子には出てない。

行き過ぎた結果

日本でスギ花粉症が第一例が見つかったのは、1963年です。40年前に日光の患者さんでした。しかし、日光の杉花粉は17世紀から飛んでいるのです。スギ花粉は17世紀から飛んでいたけれど、花粉症の人はいなかった。日本人はアレルギーにならない体質だった。ところが、今や世界で一番アレルギー体質なんです。40年前、アレルギーにかかっていたのは、お腹の中で回虫を飼っていたからです。身の回りのばい菌を大事にしていたわけです。しかし、回虫は気持ちの悪いと追い出しました。回虫の感染率が1950年に62%、1960年には20%、1965年は5%でした。そのころから、花粉症、アトピー、喘息が出てきたんです。それは、私たちが持っている自然治癒力をわざわざお金を使って追い出したからです。私は綺麗にすることは非常に良いことですが、商品を「抗菌」と称し化学物質で綺麗にして、その余分なものを燃やしたためにダイオキシンが出てきた。洗剤の数もすごく多いですね。そういったものが環境ホルモンを生んで、癌を引き起こしたりしているわけです。綺麗にすることは良いことですが、行き過ぎて私たちは、私たち自身を非常にゆがめている気が致します。

「ダイオキシンは危険ではない」

に反論！



常任幹事 藤原 寿和さん

ダイオキシン猛毒説は妄想で、ダイオキシン類対策特別措置法は亡国法。そんな主張をする『ダイオキシン 神話の終焉』（日本評論社）が、マスメディアで取り上げられ、波紋を呼んでいます。この本に書かれていることは事実なのか、国民会議常任幹事の藤原寿和さんにお話を伺いました。

ダイオキシンの毒性は急性毒性だけではない

この本の中で、「ダイオキシンは危なくない」と言っているのは、死に至る急性毒性についてのみです。たしかに、通常的环境から摂取しているダイオキシンの量では急性毒性は現れません。しかしこの本では発ガン性や、超微量な摂取により引き起こされる慢性的な影響、内分泌かく乱作用による生殖障害や免疫機能障害、脳神経障害などの健康リスクについては、ほとんど触れていません。これらは従前の毒性学の概念だけでは解明できず、国民会議でも問題としているものです。また、一生の影響を与える胎児へのリスクについても、まったく考慮していません。

無視された毒性評価

世界保健機構（WHO）や欧米各国では耐容一日摂取量（TDI）を定めるなど、日本よりずっと早い段階からダイオキシン対策を講じています。TDIは一定量以上で健康リスクが生じる「閾値」（いきち）があるという前提で、実験などで得られたデータに安全率を掛けて計算されるものです。一方、米国で

はダイオキシンに対しては、「閾値」がないという前提で、発ガンの発生を10万人に1人に抑えるように実質安全量（VSD）が設定されていました。米国の食品医薬品局（FDA）では0.057pg・TEQ/kg/日（1983年）、疾病管理センター（CDC）では0.0276pg・TEQ/kg/日（1984年）、環境保護庁（EPA）では0.01pg・TEQ/kg/日（1994年）という数値が提案されています。環境保護庁は、約6000人の労働者を対象に行った被曝調査の結果など、具体的な人体への影響の調査結果に基づいてVSDを算定しています。この本では、このようなデータがまったく無視されています。

塩ビの焼却とダイオキシンの発生に関係はない？

やはりここでも都合の悪いデータは無視されています。たしかに塩ビは関係ないとする文献もありますが、東京都の環境科学研究所や摂南大学の宮田秀明教授が行った発生メカニズム調査では関係があるとされています。代表的な調査結果を見る限りでは、関係があるという文献の方が多いのではないのでしょうか。ただ、関係がないという結論を出しているレポートについて検証しようとしても、実験方法の詳細がないため検証できないことが多いのです。例えば以前、塩ビ論争があった際に、東京と大阪で塩ビ工業・環境協会の方と市民、学者をまじえた公開討論会を行いました。そのときに塩ビ工業・環境協会から食塩でもダイオキシンが生成するというデータが出されました。結果のグラフはありましたが、どういう実験試料を使って、どのような燃焼条件の下で実験したのかということとは分かりませんでした。

通常食塩は低温では分解しませんが、この実験の場合は、活性白土と反応させて塩化水素に分解させ、ダイオキシンの発生につなげるというカラクリがありました。

東京都環境科学研究所では、塩ビの量と発生するダイオキシンの量に相関性があるというデータを出しています。このデータが正しいかどうかについても、もっと検証が必要かもしれませんが、少なくともこの本ではまったく触れられていません。

ダイオキシン法は「亡国の法」か？

ダイオキシン類対策特別措置法（以下、ダイオキシン法）のゴミ焼却に対する規制が焼却炉の大型化につながっていることを批判しているようなのですが、具体的にどの部分がどう問題なのか指摘がないために議論ができません。ダイオキシン法については、国民会議としても、TDIが4ピコグラムでは高すぎる、食品基準が設定されていないこと、母乳対策がないこと、上流での素材対策なしで廃棄物対策に止まっていることなどを問題として指摘しています。しかし、不十分な点があるといっても、法律の規制内容そのものが間違っているわけではありません。ただし、国民会議は、ダイオキシン法に基づく規制を進める際に、補助金などにより、ガス化溶融炉などが選択されやすいように政策誘導されていることに問題があると考えています。

学校焼却炉は子どもたちを危険にさらす

この本では学校焼却炉の廃止は間違いだったと書いていますが、根拠がありません。学校焼却炉からのダイオキシン排出実体を調べたデータはありませんが、類似の家庭用小型焼却炉の場合では、不完全燃焼により生じたダイオキシンが低い煙突からは拡散をせず、高濃度のまま落下することが分かっています。学校焼却炉の煙が校舎に入って、子どもたち

が吸込むということになると、発達過程にある子どもへの影響が心配されます。子どもには大人の基準以上に厳しい基準を設置しなければなりません。それができないから、学校焼却炉を撤去すべきだという運動がおこり、実際に撤去されたという認識が欠如しています。

公開討論を望む

カネミ油症事件について、推測に基づいて書かれた部分が多くあります。そこで、カネミ油症被害者支援センターが、著者に公開討論を申し入れたのですが、多忙であるという理由で断られました。今は、公開質問書を送付する準備を進めています。

最近になって、ダイオキシンに関する市民運動を始めた人たちに対して、行政側が「ダイオキシンは心配ないから運動はやめろ」とこの本を提示するようなことも起こっています。市民運動に携わるものとして、都合の良いデータを一方的に言い放つという姿勢は無責任で許されないことと思います。

確かに、著者が指摘するように、ダイオキシンについては、市民側が出したデータに問題がありました。しかし、公害の歴史を振り返っても、常に被害者が問題提起を行い、不十分ながら調査をして、ようやく行政が重い腰をあげるという構図があります。科学的な真理を追究することは否定しませんが、学者同士の論争も含めて対話を持つことが重要だと思います。著者と公開討論の場で直接議論できるように、働きかけを続けていきます。

「土壌汚染対策法」

弁護士 中村 晶子

02年5月29日に成立した土壌汚染対策法が、03年2月15日に施行されました。

ようやく制定された土壌汚染対策法ですが、実はいろいろな問題を抱えた法律です。内容と問題点、課題について見てみたいと思います。

1. 土壌汚染対策法のしくみ

土壌汚染対策法は、8章、全42条及び附則からできています。本法の目的は、「土壌の特定有害物質（鉛、砒素、トリクロロエチレン、その他）による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護すること」です（第1条）。制度の柱として、土壌汚染状況調査の制度、並びに、土壌汚染による健康被害の防止措置（汚染の除去・汚染の拡散の防止その他必要な措置を命ずる措置命令、及び土壌の採取その他の土地の形質の変更についての届出制と計画変更命令）の制度が設けられています。その他、土壌汚染調査の結果特定有害物質により一定程度以上汚染されている区域を指定区域とすること、土壌汚染状況調査を行う指定調査機関、助成金の交付や助言、知識の普及などを行う指定支援法人制度の設置、及び罰則が定められています。

2. 問題点

(1) 汚染「対策法」であって「防止法」ではない

本法は、汚染状況を調査し、その結果、人の健康に係る被害が生じ又は生ずるおそれがあるものとして政令で定められる基準を超えた場合だけ指定区域に指定したうえで汚染の除去等の措置を命ずることができるとしており、一定程

度以上の汚染のある土地についての事後対策を定めているにすぎません。大気汚染防止法、水質汚濁防止法などは、予防的観点から汚染を未然に防止するための仕組みを持っていますが、土壌汚染対策法にはこのような仕組みがないのです。環境省は、水質汚濁防止法の規制により土壌汚染の未然防止は図られるという解釈のようですが、土壌を汚染する危険があるのは水質汚濁防止法の規制対象となる施設だけではありませんから、土壌汚染には独自の未然防止規定が必要と考えられます。汚染が判明したら対策すればよいというものではありません。そもそも土壌を汚してはならないのだという視点が必要なのです。

(2) 「人の健康」にしか配慮していない

先に、同法の目的（第1条）に見たように、この法律は「人の健康の保護」だけを目的にしています。これまでは、これすら無かったわけですから、一歩前進と言うべきでしょうが、既に世界の環境保護法は人の健康だけでなく生態系の保全に配慮するのが当然という時代ですから、2002年になってようやく制定された法律としては遅れているとの感を免れません。

(3) 調査の契機が限られている

同法では、①有害物質使用特定施設の使用が廃止されたとき（操業中の施設は対象になりません）、②土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると都道府県知事が認めるときの2つの場合のみ調査を命じることができるものとされています。そのうえ、①②にあたるとしても、政令で調査をしなくてよいとされる場合が定められる予定

のため、調査の契機はさらに限られます。このように、限られた場合にのみ調査が行われ、その結果一部の土地だけが指定地域に指定され、そのうち、さらに一部にのみ措置命令を発することができるという構造になっており、措置命令に至るケースは極めて限定されることが予想されます。

(4) 地下水汚染対策が不十分

土壤汚染に伴って同時に地下水汚染が進行するケースが多いと言われていますが、本法の地下水汚染対策は極めて不十分です。地下水は重要な水質源です。人の飲用に供すると否とにかかわらず、汚染を放置してよいものではありません。汚染された地下水は汚染を拡散させてしまいます。水質汚濁防止法には、地下水の水質の浄化のための措置命令の制度があるのですが(本法14条の3)、現在までに一度も発令されておらず、当時の環境庁と通産省の覚書の内容からして今後の発令も期待薄です。土壤環境保全は当然地下水対策を含むべきで、本法も地下水汚染対策に配慮したものであるべきでした。

(5) 汚染土壌の行方

本法では、汚染状況調査の結果一定以上の汚染が認められたために指定区域に指定された土地については、土壌の採取・搬出などに規制がかかります。しかし、それ以外の土地については、汚染土壌の搬出を予防することはできないし、指定前にすべり込みで汚染土壌を搬出してしまふなどの汚染土壌拡散行為に対する手だてがありません。調査時点から形質の変更を禁止しておく、汚染土壌の搬出先、処理方法などを監視するなどのシステムも必要でしょう。

(6) 住民参加の制度が全くない

本法には、調査・措置に関する情報の公開、手続への住民参加の視点が全くありません。私有財産である土地について、所有権者・管理者等以外の者の関与を嫌ってのことと思われるのですが、土地は他方で環境そのものであって、極めて公共的な性格のものであります。現所有者が情報を独占できるとか、対策につき周辺住民の意見を聞く必要がないというものではありません。公共の福祉の観点から、住民参加を積極的に取り入れるなど必要な手法を取り入れて、より良い土壤汚染対策がなされるようにすべきだと思います。

3. 課題

以上のように、本法は、土壤環境の保全に必要な事項のうちのごくごく一部について、不十分な対策を定めたものにすぎません。繰り返しになりますが、本来は、土壤環境の重要性を正確に受け止め、人の健康のみならず生態系に配慮し、土壤汚染を未然に防止し、汚染が生じた場合については十分な浄化対策をするという抜本的な法律が必要であったはずですが、わずかに、附帯決議に未然防止・生態系への配慮などにつき検討を進める、本法の規定につき施行後適宜見直しを行なうなどの項目が盛り込まれました。附帯決議には法的拘束力はありませんが、今後、本法の施行状況を注意深く見守って、附帯決議もひとつの足掛りにしながら、運用の改善を働きかけるとともに、法改正に向けて活動していくより他にないと思われます。

環境政策への国民参加を提言する 世界資源研究所 (WRI)



「リオ原則10を進めるパートナーシップ」を発表するエレナ・コトボ研究員(右)、ジョナサン・ラッシュ所長(左) (ヨハネスブルグ・サミットにて)

昨夏開催された国連環境・開発サミット（ヨハネスブルグ、南アフリカ）で、国民の環境政策への参加を進める約束文書が発表された。英国、メキシコなど8カ国政府とEU、世銀、国連開発計画、さらに30余りのNGOがパートナーシップを組んで、国内での取り組みを強める。リオ原則10の「環境問題は、関心ある市民すべてが参加した時、最善の解決がもたらされる。各国政府は、環境関連情報の公開、意思決定への市民参加、司法へのアクセスを促進しなくてはならない」を具体化するものだ。今年夏までに最低20以上の国の参加を目指すという。

「リオ原則10を進めるパートナーシップ」と呼ばれるこの約束文書の事務局としてまとめ役を務めたのが世界的な環境政策のシンクタンク、世界資源研究所である。日本では黒坂三和子氏が代表をつとめる。同研究所は、1982年に設立されて以来、科学的な調査に基づく政策提案を政府、国際機関、企業、NGO/NPOに行ってきた。設立十数年目頃から、シンク+ドウ・タンクとして提案した政策案の実施行動を各機関と共同で行うことにも力を入れてきている。例えば、グリーン電力市場の発展を成長させ

る、産業界が排出する温室効果ガスを測定し報告する手法の普及を図る、ビジネススクールでの教育に「持続可能な発展」の概念を入れる、などのプロジェクトである。20カ国以上150人余りの専門家が活動の中心で、彼らのネットワークは50カ国以上に及ぶ。上述の約束文書もそのネットワークから生まれた。

環境事項に関する情報公開・国民参加・司法へのアクセスをすすめる欧州条約（オーフス条約）の案文作成段階から関わったのも世界資源研究所である。

日本でも、環境政策への市民社会、NGOが参画する機会を拡大しようという声が高まっている。国民参加の法律での明文化を研究する会も、国民会議を事務局に行われている。先駆者とも言える世界資源研究所との接点は、今後増えてくるだろう。

ホームページは、<http://wri.igc.org>

International News Clip

(最近の国際動向)

翻訳：森谷 隆

■東南アジア・南アジアの“ゴミ捨て場”事情

東南アジア・南アジアのゴミ捨て場が、環境汚染による注目を集めている。この地域では、固形廃棄物が適切な焼却管理施設の下で必ずしも処理されるわけではないため、ダイオキシンやその他の毒性物質による深刻な汚染の進行が懸念されている。

テレビでも良く見るシーンだが、東南アジア・南アジアのゴミ捨て場は、貧しい住民地区に適切な管理もされず野晒しに積み上げられているような場合が多い。英語では、“Open Dumping Site”と呼ぶ場所である。フィリピン、カンボジア、インド、ベトナムのこのようなゴミ捨て場の土壌調査を行い、総合的な環境汚染事情を報告したものが、この調査研究成果である。

フィリピンやカンボジアのゴミ捨て場の土壌に含まれるPCDDsやPCDFs類は、他国のゴミ焼却施設やゴミ埋立地から過去に報告された値よりも高い濃度を示した。更に、インド、フィリピン、カンボジアで農地や都市の土壌汚染濃度を調査した結果、その値は通常の状態として判断できるものであった。これらの調査から、PCDDsやPCDFs類が最近になって生成されたと考えられ、これらのゴミ捨て場がその生成・排出源である事が明らかになった。

ゴミ拾いで生計を立てる人などがゴミ捨て場でゴミを燃す行為や、ゴミ捨て場からメタンガスが発生し低温の不完全燃焼が起きている事が、PCDDsやPCDFs類の生成・排出の原因となっている。フィリピン、カンボジア、インド、ベトナムのゴミ捨て場で1年間に蓄積されるPCDDsやPCDFs類の蓄積量は、20～3900 mg/yr (0.12～35 mg TEQ) であるが、その土壌汚染は各国の環境基準値を大きく超えるものである。よって、ゴミ捨て場付近の住民や生物に対する健康被害が懸念され、皮膚や土壌から摂取されるダイオキシン類の推定量は子供の方が高いと考えられている。このため、これらの国のゴミ捨て場付近では、大人よりも子供の健康被害リスクの方が高いと考えられる。

他国の汚染報告と比較しても、汚染状況が深刻であることから、アジア地域の開発途上国ではゴミ捨て場のダイオキシン汚染対策が急がれる。数々の環境汚染問題を克服し、高度な環境技術を蓄積してきた日本の貢献に大きく期待したいものである。

(出所：Pat Costner, Greenpeace International, P.O.Box 548, Eureka Springs, Arkansas 72632, USA)

■スペイン・ベルギーでも魚からのダイオキシン類摂取が多い！

日本は世界も驚く海産物大消費国であるのは言うまでもなく、人間の健康に悪影響を及ぼす化学物質を魚から摂取する一人当たりの量が一番多い国であることも良く知られている。これまで欧米諸国では、食文化の違いから、魚から摂取する汚染物質の量は少ないとされ、軽視してきた背景があるが、スペインとベルギーから今回報告された調査研究成果は、これに警告を鳴らすものである。

スペイン、カタロニア地方で調査された一般人のダイオキシン類の摂取割合は、魚貝類からが31% (95.4 pg WHO-TEQ/day (78.4 pg I-TEQ/day))、乳製品からが25%、シリアルからが14%、肉類からが13%、その他の食品からが20%以下で、魚介類からが非常に多い。

ベルギーで調査された食品に含まれるダイオキシン類平均含有量は、下記結果リストが示す通りであるが、ベルギーでも、魚介類からのダイオキシン摂取量が必然的に多い事が簡単に予想できる。

【魚介類】

・ かいれい：	16.9 pg TEQ/g lipid
・ にしん：	15.8 pg TEQ/g lipid
・ 海老：	6.0 pg TEQ/g lipid
・ カサゴ類：	7.4 pg TEQ/g lipid
・ 鮭：	4.5 pg TEQ/g lipid

【肉類、乳製品】

・ 個人牧場生産の牛乳：	3.5 pg TEQ/g lipid
・ 乳製品加工工場生産の牛乳：	2.0 pg TEQ/g lipid
・ 牛肉：	1.9 pg TEQ/g lipid
・ 豚肉：	1.8 pg TEQ/g lipid
・ 鶏肉：	1.4 pg TEQ/g lipid
・ 羊肉：	1.4 pg TEQ/g lipid

これらの調査研究結果が示すように、日本同様、スペイン、ベルギーでも魚介類からのダイオキシン類摂取により発ガン性やその他の健康被害リスクが高まっていることが予測数値にも表われている。

陸上汚染、大気汚染、海洋汚染など、人間活動により排出されているものが周り回って人間に跳ね返ってきている事が非常に明確である。物を買う時、物を捨てる時、責任を持って選択・廃棄し、少しでも汚染に歯止めを掛けたいものである。

(出所：Pat Costner, Greenpeace International, P.O.Box 548, Eureka Springs, Arkansas 72632, USA)

◎「センス・オブ・ワンダー」清里フォーラム2003 (仮題)

上記実行委員会主催、NPO法人レイチェル・カーソン日本協会共催のフォーラムが今年の秋10月27日昼から29日昼まで開催されます。

フォーラムの目的は、レイチェル・カーソンに学び、大切な地球と環境・自然と人のつながり・私たちが子どもたちへ引き継ぐべきものを語り合うことです。上遠恵子さん(日本協会理事長)の基調講演やシンポジウム、その他多くの団体や個人のワークショップも予定されており、ワークショップ参加者も募集中です。

参加費は29,000円以下とすることだけ決まっています。平日ですが、1日だけでも半日でも、秋の清里へおいでになりませんか。

準備事務局は田和さん(03-3811-5511)と深川さん(047-333-2655)です。

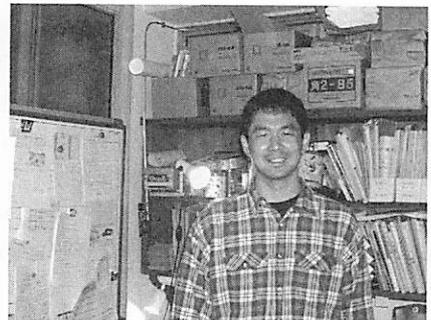
◎新事務局員の渡辺さん

この4月より、事務局を担当させて頂いております渡辺と申します。どうぞ、よろしくお願い致します。

まだ国民会議の全体を把握できていない状態ですが、既にはっきりしているのは、事務局には非常に多くの事務作業があること。もし皆様のなかで、ボランティアとしてお手伝い頂ける方がいらっしゃいましたら、大歓迎です。事務局は、原則として月、水、金の昼に開いておりますが、会議などにより曜日、時間を変更することもしばしばあります。電話やファックス、メールなどにより、予定を事前にご確認いただいた上、作業をお手伝い頂ければ幸いです(外出することもあるので、ファックスやメールの方が確実です)。

◎活動報告 (03/4~5)

- 4月3日 オーフスネット準備会合
- 4月10日 常任幹事会
- 5月14日 ダイオキシソ委員会
- 5月17日 食品プロジェクト出版記念シンポジウム「食品のダイオキシソ類汚染 一魚介類を中心に」立川国民会議代表ほか
- 5月17日 常任幹事会
- 5月27日 オーフスネット準備会合



編集後記

広報委員会委員長 佐和洋亮

◎有事

「有事」とは「戦争」のこと。戦争は人殺し。そこでは、最も効率的な殺人の方法が取られる。

イラク戦争が終わってまだ2カ月余り。目下の話題は日本の「有事」に移っている。本稿はイラク戦争の若干のメモリーである。それは、地球の環境汚染の記録でもある。

＝米統合参謀本部は、開戦2週間で、約1万発の爆弾を投下したと発表＝

〈劣化ウラン弾〉濃縮ウランを作る際に出る安価な劣化ウランを使用した大量破壊兵器。爆発・燃焼時に拡散するウランの微粒子が人体に入り、白血病やガンの原因になるとされる。

湾岸戦争やコンボ空爆でも使われ、「湾岸症候群」として、今でも多くのイラク国民が、ガンで苦しんでいるという。最近も、イラク国内から「高濃度の放射能が検出」という報道があった。

〈クラスター爆弾〉1発に200個以上の子爆弾が入っており、500メートル四方に飛び散る。'60年代のベトナム戦争やアフガンでも使用され、子どもが犠牲になる事例が続ぎ、無差別殺傷の非人道兵器だと言われた。約3割の子爆弾が不発弾となったり、また、人が触れると爆発するものもあり、「第2の対人地雷」といわれている(ヨルダンの空港で爆発し、日本人記者が逮捕されたのも

この子爆弾の疑い)。

日本の航空自衛隊も、'87年以降16年間、予算書に明示せずに、総額148億円分を購入していたことが最近判明。

〈トマホーク巡航ミサイル〉開戦後の2週間に700発以上を発射したとされている。GPS(人工衛星利用測定システム)で位置を定め、頭部のカメラで目標付近に突入する。「命中誤差10メートル以内」とされているが、それは半数の爆弾が目標の半径10メートル以内に落ちるという意味。残りの半数は、それから外れるということで、実際は、500ポンドクラスの爆弾でも半径300メートル以内の人や建物に被害を及ぼすとされる。市場・病院や民家などに大きな被害が出た。死者は数千人といわれるが、正確な数は不明。

他に、やはりGPSの精密誘導兵器として、地下30メートルまで貫通してから爆発するバンカーバスター弾(地下貫通型爆弾)や液体燃料を空中で爆発させ、衝撃波と熱で目標を破壊するデージーカッター(巨大なきのこ雲が上がる)等があった。

戦争は、最も悲惨な大きな環境破壊である。ところで、ブッシュさんが、もし、中東和平を果たすと、「ノーベル平和賞」の声もかかるかも知れないと、今日ラジオが言っていた。

ダイオキシソ・環境ホルモソ対策
国民会議 提言と実行
ニュースレター 第23号
2003年5月発行

発行所

ダイオキシソ・環境ホルモソ対策
国民会議 事務局
〒170-0004
東京都豊島区北大塚2-29-5
大塚ダイカンプラザ1F
環境市民ひろば

TEL 03-5907-1411

FAX 03-5907-1412

編集協力・レイアウト

(有総合工房キャップ)

*国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jpです。

HPは、<http://www.kokumin-kaigi.org>